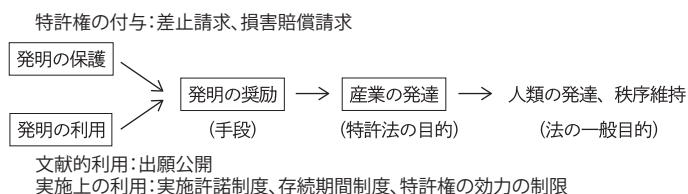


第1章 序論

第1 特許法の目的

1 1条の構造



文献的利用：出願公開

実施上の利用：実施許諾制度、存続期間制度、特許権の効力の制限

2 2つの社会的利益の調和

(1) 発明の保護

発明者を保護し、創作のインセンティブを与えることによる社会的利益

(2) 発明の利用

発明の利用者を保護し、利用の自由を確保することによる社会的利益

青 特許制度の仕組み

- ・特許制度は、新しい技術を公開した者に、その代償として一定期間、一定条件下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者には公開された発明を利用する機会を与える
- ・このように権利を付与された者と、権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与する